

委託仕様書

この仕様書は、委託者（福島県）を甲とし、受託者を乙として実施する「福島県立テクノアカデミー浜再生可能エネルギー設備保守管理業務」（以下、「本業務」という。）の仕様等に関し、必要な事項を定めるものである。

1 業務の目的

本業務では、その機能を常に最善の状態に維持するため、関係法規及び以下に定める事項により保守管理業務を行う。

2 業務概要

- (1) 委託業務名 再生可能エネルギー設備保守管理業務委託
- (2) 業務実施場所 福島県立テクノアカデミー浜
(福島県南相馬市原町区萱浜字巢掛場45-112)
- (3) 委託期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 業務内容

- (1) 太陽光発電設備の点検・清掃・調整に関すること。
- (2) 風力発電設備の点検・清掃・調整に関すること。
- (3) 燃料電池設備の点検・清掃・調整に関すること。
- (4) 蓄電池設備の点検・清掃・調整に関すること。
- (5) その他必要と認められる立会い、修繕、連絡調整に関すること。

4 保守管理業務の実施

- (1) 本業務の詳細は、別紙「再生可能エネルギー設備保守管理業務細目」による。
- (2) 保守管理上必要な業務については、契約書、本仕様書に定めがなくとも誠意を持って行うこと。
- (3) 業務従事者名簿及び緊急連絡体制図を作成するとともに、業務従事者の中から総括責任者を1名選出し、発注者の承諾を受けること。
- (4) 業務を行う際は発注者と事前に日程を調整し、業務従事者は業務中において作業員証を携行すること。
- (5) 業務の結果、異常を発見した場合は、直ちに適切な処置を行い、障害発生を未然に防止し、また、障害が発生した場合は、直ちに適切な処置を行ったうえで、発注者にその結果を報告すること。
- (6) 業務実施日以外の日において、担当職員等が急遽異常を発見し、直ちに適切な処置を行わないと障害の発生を未然に防止できないと判断した場合、又は、既に障害が発生しており、直ちにその障害を取り除かなければならない場合で、発注者が業務従事者を直ちに招集するため受注者に連絡したときは、受注者は、業務従事者を派遣させること。
- (7) 修繕等の対応については、以下のとおりとする。
 - ア 突然障害が発生した場合は、直ちに発注者に連絡し、指示により速やかに必要な処置を講ずること。
 - イ 本業務の結果、部品の取替え又は修繕を要すると認めたときは、その都度、

発注者に報告し、指示を受けること。

ウ 上記ア及びイに係る経費は、発注者と受注者が協議の上で決定するものとする。

ただし、受注者の責めに帰すべき事由により修繕等の費用が発生した場合は、受注者の負担とする。

(8) 本業務の実施箇所にて行う業務の実施に要する光熱水費は、発注者の負担とする。

また、業務の実施に要する消耗品及び工作器材は、受注者の費用負担により受注者が用意するものとする。

(9) 本業務の結果生じる使用済み部品等の廃棄物は、受注者の責任により処分するものとする。

(10) 本業務の実施箇所にて行う業務の実施日時は、平日 8 時 30 分～17 時 15 分の間とする。

7 業務実施に係る提出書類

乙は、次の書類を甲に提出しなければならない。

(1) 委託業務着手届（別記第 1 号様式）

(2) 業務実施計画書（任意様式）

(3) 主任技術者（主任担当者）通知書（任意様式）

(4) 保守点検等の実施結果及び設備の異常や障害に係る対応結果について、業務報告書（任意様式）により速やかに発注者へ提出し、発注者の承諾を受けること。また、業務終了後 3 年間保存すること。

(5) 委託業務完了報告書（別記第 2 号様式）

なお、上記（1）及び（3）は契約締結後 5 日以内に、（2）は契約締結後、（4）は点検実施後、（5）委託業務完了後速やかに提出すること。

8 業務従事者

(1) 業務従事者は、設備の点検等業務において、必要な教育訓練を終了した技術優秀な者とする。

(2) 発注者は、業務従事者として不適当と認めた者について、受注者と協議して交代を求めることができる。

(3) 受注者は、業務従事者が転任又は転職等の事情により当該業務の業務従事者の職を降りる場合には、原則として事前に発注者の承諾を受け、交代者と十分に引き継ぎを行い、業務に支障のないよう対応すること。

9 受注者の義務

(1) 受注者は、緊急の事態に備え、発注者からの連絡に基づき速やかに対応できる体制を確保しておかななければならない。

(2) 受注者は、上記 4 の委託期間中、当該業務の他に、受注者にとって過重な業務を受注することに伴い、発注者が必要とする業務従事者が確保できない状況を招いてはならない。

(3) 発注者が必要ありと認めた場合は、受注者は、前回の受注業者からの業務引継及び次回の受注業者への業務引継を行うこと。なお、これらの業務引継に要す

る費用は、全て受注者の負担とする。また、これらの業務引継を実施する時期は、発注者の指示による。

10 相互協力

受注者は、当該業務に必要なものについて、発注者と相互に協力して適切な業務を行うものとする。

別紙

再生可能エネルギー設備保全管理業務細目

1 再生可能エネルギー設備の内容

(1) 太陽光発電設備

- ・最大出力：160kW
- ・太陽電池モジュール：LONGI製 LR5-54HPH-415
単結晶 415W×420枚
- ・パワーコンディショナー：HUAWEI製 SUN2000-40KTL-NH
40kW×4台

(2) 風力発電設備

- ・最大出力：19.8kW
- ・型式：プロフペックAZ製 GHRE19.8J
- ・数量：1機

(3) 水電解水素発生装置・燃料電池発電設備

ア 水電解水素発生装置

- ・水素発生圧力：0.5Nm³/h
- ・型式：Enoah製

イ 燃料電池発電設備

- ・最大出力：2kW
- ・型式：Enoah製

(4) 蓄電池設備

ア リチウムイオン蓄電池

- ・蓄電池容量：193.5kWh
- ・型式：HUAWEI製 LUNA2000-200KWH-2H1
- ・数量：1台

イ 鉛蓄電池

- ・蓄電池容量：16.8kWh
- ・型式：GSユアサ製 ラインバックΣⅢ
- ・数量：1台

2 再生可能エネルギー設備点検業務の概要

(1) 点検等の回数

- ・太陽光発電設備：年1回（年次点検）
- ・蓄電池設備（リチウムイオン電池）：年1回（年次点検）
- ・蓄電池設備（鉛電池）：年1回（年次点検）
- ・風力発電設備：年2回（半年点検、年次点検）
- ・燃料電池設備：年2回（点検・部品交換）

(2) 点検等の内容

別添1「太陽光発電設備 点検整備表」、別添2「蓄電池設備 点検整備表」、別添3「風力発電設備 点検整備表」、別添4「燃料電池設備 点検整備表」に基づき点検すること。